

環生第116号
令和5年7月7日

JR 東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役 松本 義弘 様

和歌山県知事 岸 本 周 平



(仮称)新白馬風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の
見地からの意見について

令和5年5月11日付で送付のあった標記計画段階環境配慮書について、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）第14条第3項の規定により、別添のとおり意見を述べます。

「(仮称) 新白馬風力発電事業」計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの和歌山県知事意見

本事業は、和歌山県広川町、日高川町、日高町及び御坊市の行政界付近の尾根を事業実施想定区域（以下、「想定区域」という。）として、単機出力 3,000 から 4,300 キロワットの風力発電設備を最大 17 基設置するものである。

想定区域内では、現在、白馬ウインドファーム株式会社が運営する白馬ウインドファーム（単機出力 1,500 キロワットの風力発電設備 20 基）が平成 22 年 3 月から運転中であり、(仮称) 白馬ウインドファーム更新事業（単機出力 3,000 から 4,000 キロワット級の風力発電設備 8 から 10 基）の計画がある。

本事業は、稼働中の白馬ウインドファームの運転終了後に、同発電所の跡地とその周辺で風力発電設備を設置するものであり、既存の道路や送電線等を利用することにより、全く新規に風力発電施設を設置する場合に比べ、土地の改変等による環境影響を低減することが可能であると考えられる。一方、風力発電機の規模は大きくなり、想定区域は白馬ウインドファームの事業区域より広くなることから、本事業の実施により重大な環境影響が生じるおそれもある。

想定区域及びその周辺には、カモシカ（国指定特別天然記念物）、ヤマネ（国指定天然記念物）、オオダイガハラサンショウウオ（県指定文化財（天然記念物））などの貴重な動物が生息している可能性があることに加え、クマタカの生息地が確認されていること、想定区域及びその周辺は鳥類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業による鳥類を含む動物への重大な影響が懸念される。

想定区域の相当部分には、既に風力発電施設が設置されているものの、本事業の実施により重大な環境影響が生じるおそれがあることを十分に認識した上で、慎重かつ丁寧に環境影響に係る調査、予測及び評価を行い、環境影響を回避し、又は十分に低減する必要がある。

1 総括的事項

(1) 対象事業実施区域の設定

本配慮書は以下に指摘するように、発電所アセス省令※に従って適切に作成されたものとは認め難いことから、必要な情報を把握するとともに、できる限りの検討を行った上、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を把握し、事業計画等に反映させること。

ア 配慮書地域特性に関する情報について、同省令第4条第2項の規定に反して、既設の白馬ウインドファームの風力発電設備等の設置の際に行なった自主的な環境影響評価の結果（以下「自主調査結果等」という。）及び稼働中に実施した調査結果入手し、把握するよう努めていない。

イ 騒音に関しては、同省令第9条第3号の規定に反して、騒音に関する基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて、できる限りの検討が行われていない。過去の事例やメーカー資料等から風力発電設備の音圧パワーレベルや残留騒音値を仮定し、音圧による評価を行うべきである。

ウ イと同様、風車の影についても、過去の事例やメーカー資料等を活用しての影響範囲や影響時間による評価が行われておらず、できる限りの検討が行われていない。

(2) 他事業との重複について

本事業の想定区域は、ほぼ同区域で運転中の白馬ウインドファーム株式会社が運営する白馬ウインドファームや同社が計画している「(仮称) 白馬ウインドファーム更新事業」（方法書手

続終了)に係る対象事業実施区域と重複している。これら事業と本事業の関係を整理し、それぞれの事業内容や時期等を明確にしたうえで、方法書に記載すること。

(3) 累積的影響について

想定区域及びその周辺には、他の事業者による風力発電設備が設置されており、騒音や風車の影、鳥類、景観等に対する累積的な影響が懸念されることから、各分野の専門家等から助言を得ながら、累積的影響を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、運転終了事業の発電施設の撤去工事と、本事業の設置工事の同時施工など複数の事業の重複が想定される場合は、重複による最大影響を考慮して、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 既存風力発電施設に係る調査結果等の活用

自主調査結果等と現在の状況を適切に比較することにより、事業による環境影響を事前に正確に把握することが可能であると考えられる。

そのため、白馬ウインドファーム株式会社に協力を求め、自主調査結果等や稼働中に実施した調査結果、包括的な事業まとめのレポートなどの利用可能な情報の取得を行い、調査、予測及び評価に活用すること。

2 個別事項

(1) 騒音、超低周波音及び風車の影

想定区域の周辺には多数の住宅が存在しており、騒音、超低周波音及び風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがあることから、十分な離隔距離を取ること等により、これらの影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

なお、上述のとおり、累積的影響が生じるおそれがあることを踏まえ、残留騒音については、既設の風力発電施設等からの影響を除外して評価を行い、風車騒音については、安全側に立つ観点から既設の風力発電施設等の影響を含めて評価を行うこと。

(2) 森林保全

ア 天然林等の自然度の高い森林の伐採を避けること。

イ 里山のような自然度7の森林についても、本県には貴重な天然林であることから、風力発電設備の配置等は、それらの天然林をできるだけ避けた計画とすること。

ウ 直接的改変を受ける区域の植物調査については、地点調査及び踏査ルート調査に加え、その範囲を面的にすること。

エ 想定区域内に干害防備保安林、保健保安林等の保安林が含まれることから、当該機能への影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(3) 動物及び生態系

想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるクマタカやサシバの生息が確認されているほか、サシバやハチクマの渡りルートになっている可能性がある。

白馬ウインドファームの稼働時でのこれら鳥類のバードストライクの情報収集に努め、渡りへの影響等の確認やクマタカ等の猛禽類についての現地調査を含む適切な調査、予測及び評価を行うこと。

その結果を踏まえ、鳥類への影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(4) 景観

- ア 配慮書においては、眺望景観を垂直視野角の数値のみで評価している。しかし、景観への影響は、単に見える大きさだけで評価されるものではなく、風力発電設備の色や、稜線との取合いなどの空間構成、稜線の改変の有無、他の景観構成要素との関係、太陽光や四季の変化などの環境の変化、複数の風力発電設備による複合的な影響、その景観が持つ重要性など様々な要素によって大きく左右されるものである。眺望点からの眺望景観について、影響を回避又は十分に低減するよう、慎重に調査及び検討すること。
- イ 主要な眺望点だけでなく、住民の日常的な視点場からの景観（囲繞景観）についても検討すること。

(5) その他

- ア 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- イ 環境影響評価図書は、広く公表し、様々な方面から意見を聴取するものであることを踏まえ、社会一般にも分かりやすいものとすること。
- ウ 本事業の想定区域は、他事業と重複しているが、配慮書の内容だけでは、本事業の範囲、他事業との関係などが不明確であり、十分な説明がなされていない。
また、和歌山県環境影響評価審査会における委員質問に対する回答が得られないこともあった。
環境影響評価は、情報公開、説明による地域とのコミュニケーションの手続であることから、事業者としての説明責任を果たすとともに、積極的に地域との対話に努めること。特に、事業実施に伴い想定される環境リスクについて、正しく説明しておくこと。
- エ 助言を求める専門家等については、当該地域を熟知した者に依頼すること。また、最新の知見や既存事例の情報収集・活用に努めること。

3 関係地方公共団体である市町長の環境の保全の見地からの意見

このことについては別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応して方法書に反映させること。

※ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）

広企第72号
令和5年6月9日

和歌山県知事 岸本 周平 様

広川町長 西岡 利記



(仮称) 新白馬風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和5年5月15日付け環生第116号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

【住民環境課】

- ・風力発電施設の撤去及び新設工事等により、騒音・振動等の可能性が考えられるため、国が示す指針及び最新の知見に基づいた適切な調査、予測を行い、生活環境に被害を及ぼすことの無いよう対策方法を検討すること。

【建設課】

- ・町道並びに法定外公共物に関して問題が生じた場合は、建設課と協議を行い対応すること。
- ・和歌山県が管理する道路並びに水路等において問題が生じた場合は、県担当部局と協議のうえ適切な対応をしていただきたい。

【企画政策課】

- ・自然豊かな白馬山脈の自然環境（地質・水質、動植物の生態系、景観等）への重大な影響を与えないよう最大限に努めること。
- ・施設撤去及び新設工事に際しては、入念な調査及び予測を行い、対策方法を講じること。また、運搬及び工事車両の通行の際においても、安全対策を十分講じること。
- ・青森県六ヶ所村の風力発電所風車倒壊事故報道を受け、近年においては、大型風力発電機建造に対する懸念が全国的に高まっている。騒音・振動等の要因による人体への健康被害のないように、災害（公害）対策について、近隣住民及び関係者へ分かりやすく丁寧な説明を行い、相互理解が得られるように十分配慮すること。



災

日川企第118号
令和5年6月5日

和歌山県知事 岸本 周平 様

日高川町長 久留米 啓史



(仮称)新白馬風力発電事業に係る計画段階配慮書に対する環境の保全の見地
からの意見について(回答)

令和5年5月15日付環生第116号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

・地元住民の理解について

事業実施にあたっては、周辺地域の住民や土地所有者（以下「地域住民等」という。）の理解が不可欠であることから、地域住民等の意向を十分配慮し、安全対策及び災害対策等の対応を行うこと。

・景観について

事業実施想定区域は、白馬山脈の西側に位置し自然豊かな地域であることから、眺望景観については、重大な影響を回避又は低減するよう調査及び検討を行うこと。

・工事の実施について

風力発電施設建設に伴う造成工事により土砂流出や濁水発生の可能性が考えられるため、適切な調査及び予測を行い、対策方法を検討すること。また、大型部品の運搬及び工事車両の通行について、ルートの安全対策を十分講じること。

・騒音等について

風力発電施設の建設工事及び施設稼働時に係る騒音・振動等が既設の風力発電施設に比べ定格出力や高さ等の規模が大きくなる為、周辺の公共施設や住居等に及ぼす影響を回避又は低減させるよう風力発電施設の配置及び機種の選定等について、十分検討すること。また、騒音等の人への影響については、個人差があり未解明な部分も多いことから、国が示す指針値及び最新の知見に基づいた適切な方法により調査及び予測を行うこと。

・生態系について

事業実施想定区域には保安林が含まれており事業実施によって改変されることにより、生育環境が変化する可能性があるので、環境保全について重大な影響を回避又は低減するよう十分に調査及び検討すること。

【総務課】

1. 工事車両が通行する際、歩行者・対向車に十分配慮するとともに、交通ルールを遵守すること。

2. 豪雨等により、土砂が流出しないよう対策を講じ、万が一土砂が流出した場合は、責任をもって対応すること。

【住民課】

1. 施設建設及び事業実施において、大気汚染、水質汚染、騒音、振動、臭気等により、住民の健康、財産、農作物、畜類等に被害を及ぼすことのないよう、生活環境に十分配慮し、地域住民や地権者の理解のもと、計画立案に取り組むこと。

【建設課】

1. 事業計画地内並びに隣接地において、本町が管理をする町道並びに法定外公共物（里道・水路）がある場合、下記の手続きをとること。

① 町道から工事車両等が進入する場合、町道占用許可又は工事施工承認等必要な許可手続きをとること。

② 法定外公共物を使用する場合、法定外公共物使用許可等必要な手続きをとること。

2. 事業計画地内並びに隣接地に法定外公共物（里道・水路）がある場合、事業完了後に現地にこれらを復元すること。なお、これらの手続きについては建設課と十分協議すること。

3. 工事期間中又は工事完了後も町道並びに法定外公共物に土砂・流木等が流れ込まないよう対策を講じること。なお、これらが発生した場合は、建設課の指示に従い対応すること。

4. ダンプトラック等工事用車両の通行により、道路の構造物、道路標識、安全対策施設、占有物件等に損傷を与えた場合は、直ちに建設課に連絡を行い、その指示に従うこと。

なお、舗装復旧については、全面復旧を原則とする。

5. 工事期間中、泥並びに埃が発生し町道の通行に支障をきたすことがないよう、十分な

対策を講じること。なお、建設課から指示があった場合はその指示に従うこと。

6. 工事期間中、町道を工事用車両が通行する場合には交通安全に十分注意すること。

7. 日高川漁業協同組合には、事前に事業計画を説明していただきたい。

8. 関係する地元区へは事前に事業説明を行っていただきたい。

9. 上記以外に、町道並びに法定外公共物に関する問題が生じた場合は、建設課と協議を行い対応すること。

10. 和歌山県が管理する道路並びに水路等において問題が生じた場合は、県担当部局と協議のうえ適切な対応をして頂きたい。

【林業振興課】

1. 風力発電施設の設置及び関係する道路整備に伴う土地の改変による土砂流出の可能性を考えられるため、下方森林への環境影響、尾根部の改変による環境影響について調査・検討及び評価を行うこと。

2. 事業実施想定区域において基材等を搬入する林道は一般車両の通行も多いことから、舗装を損傷し通行に支障をきたす場合は直ちに補修を行うこと。また、工事期間中は交通安全に十分注意し通行に支障がないよう対策を講じること。

3. ダンプトラック等工事用車両の通行により、林道の構造物・安全施設等に損傷を与えた場合は直ちに林業振興課へ連絡し、その指示に従うこと。なお舗装復旧については全面復旧とする。



日企画第289号
令和5年5月22日

和歌山県知事 岸本 周平様

日高町長 松本 秀司



(仮称)新白馬風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

令和5年5月15日付、環生第116号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 全体について

本事業計画の実施にあたっては、周辺地域の住民や土地所有者の理解が不可欠であることから、必要な情報の周知、十分な説明と意見の聴取を確実におこなうこと。

2. 騒音等について

計画の実施にあたっては、最新の知見に基づき周辺の施設や住居等へ及ぼす影響について適切に調査及び予測をおこない、その結果を踏まえて可能な限り回避、低減させるよう、配置等について十分検討すること。また超低周波音から受ける影響については、個人差があり未解明な部分も多いことから、国内外における最新の事例や知見を参考にしながら、調査・予測及び検討をおこなうこと。

苦情、健康被害が発生した場合は、迅速かつ誠意をもって対応すること。

3. 土砂流出について

対象事業実施区域内においては、風力発電施設の設置や道路整備に伴い水の流れが変わることによって土砂流出の可能性を考えるので、尾根部の改変による環境影響についても十分な調査・検討をおこなうこと。

4. 景観について

風車の大きさ、形、色、配置等については、供用時に見る人に対して圧迫感や威圧感を感じさせるなど景観への影響が懸念されることから、当該影響について低減が図れるよう配置等について十分に検討すること。

5. 生態系について

当該事業は、対象事業実施区域が広域に及ぶため生態系に与える影響が大きいと考えられる。特別天然記念物や天然記念物も生息していることから、それらへの影響に関するても十分調査・検討をおこなうこと。また地域に生息する植物や土壤への影響に関するても十分調査・検討をおこなうこと。

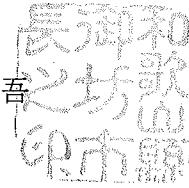
6. 各種法令等の遵守について

事業実施にあたっては、各種法令等を遵守し環境保全に配慮すること。また必要に応じて関係機関と十分に協議をおこなうこと。

御企第101号
令和5年6月15日

和歌山県知事 岸本周平様

御坊市長 三浦源吾



(仮称)新白馬風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

令和5年5月15日付け、環生第116号で照会のあった件について下記のとおり回答します。

記

1. 総括的事項

本事業は、白馬ウインドファームの用地等を活用する計画であることから当該発電事業における知見や事例等も踏まえて、重大な環境影響が生じないように環境影響に係る調査等を丁寧に行い、事業実施に伴う環境影響を回避又は十分に低減すること。

また、発電所の設備配置は、概略計画や詳細計画において検討し、具体的な場所は未定としているが、本市行政区域内外に拘らず、環境影響が懸念されることから地域住民等に丁寧に説明を行うとともに、苦情等が発生したときには、迅速かつ誠意をもって対応すること。

2. 個別事項

(1) 工事及び構造物について

ア 風力発電施設については、製造、設置から廃棄、リサイクルにいたるまでのエネルギー収支比(EPR)が火力発電などと比べると相当低くなるので、本事業において、EPRを十分精査、検証するとともに、できるだけEPR値を高めるよう努めること。

イ 具体的な輸送計画については、現在検討中とのことであるが、工事用資材等の運搬に陸路を利用する場合は、車両等の通行による影響(騒音・振動・塵埃・積載物の落下等)により、搬入経路沿線住民の生活環境や安全が脅かされないよう配慮すること。

ウ 事業実施想定区域内や隣接地及び資材運搬等による特殊車両を利用する場合で、本市が管理する市道並びに法定外公共物を使用する場合には必要な許可を得ること。

エ 工事期間中並びに工事完了後において市道並びに法定外公共物に土砂・流木等が流れ込まないよう対策を講じること。なお、これらが発生した場合は、事業者の責任において対応すること。

オ ダンプトラック等工事用車両の通行により、市道及び法定外公共物の構造及び附属物に損傷を与えた場合には、直ちに都市建設課へ連絡し、その指示に従うこと。
また、舗装の復旧については全面復旧を原則とする。

カ 工事期間中に関連する一切の苦情については、事業者において対応し対策を講じること。

(2) 保安林について

本市の事業区域には、保安林（民有林）が含まれており、水源の涵養、土砂の崩壊等の災害の防備、生活環境の保全・形成等のために和歌山県等で指定されている森林であることから、作業や伐採等を行う場合は、県と事前に協議を行い、公益的機能を損なわないようにすること。

(3) 鳥類について

鳥類の生息状況として、事業実施想定区域には鳥獣保護区及び自然公営、サシバ、ハチクマ、ノリスの渡りの経路、コウモリのハイリスク種であるユビナガコウモリの生息域が分布するほか、絶滅危惧 I B類（EN）に位置付けられているクマタカの営巣場所が存在するので、生息環境に影響を及ぼさないよう学識経験者等と協議の上、十分調査・検討及び評価を行い、慎重に計画すること。

(4) 健康被害について

風力発電機に起因する騒音・振動・低周波音・超低周波音等（施設を建設する際に発生するものも含む）による市民への健康被害影響が懸念されるので、最新の知見から調査・予測検討をしたうえで、住宅地から風力発電機までは、安全・安心を確保できるよう十二分な距離を確保するなど位置、規模について配慮するとともに、市民の理解が得られるよう丁寧な説明を行うこと。また、苦情が発生した場合は迅速かつ誠意をもって対応すること。

(5) 景観について

本市はすでに、白馬ウインドファーム、広川日高川ウインドファームなどの風力発電施設に囲まれている。本事業は、現行の白馬ウインドファームを活用して事業を実施されるが、本事業が事業実施想定区域に設置されるとなると、山側が風車だらけになることから、市民に圧迫感や違和感を与えないよう、配置、規模等を十分検討して、現在の眺望景観を損なうことのないように配慮すること。

(6) その他

- ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を設置する場合は、設置届出の提出及び消防検査を受けること。
- イ 事業実施想定区域内に本市の教育施設は存在しないが、工事実施に際して、通学路をはじめとする工事車両の通行には十分配慮し、事故や危険が生じることがないようすること。
- ウ 風力発電設備や付帯建築物の敷地面積が9,000m²以上又は風量発電設備に付帯する建築物の建築面積の合計が3,000m²以上となる場合は、工場立地法の届出を行うこと。